

桂川嵐山地区で行政三者会議による緊急合同調査を実施

桂川嵐山地区では、平成25年台風18号を契機に緊急治水対策を推進しており、国・府・市による「嵐山行政三者会議」が連携、協同して治水対策のあり方を検討しています。

平成30年7月豪雨では、6号井堰撤去などこれまでの河川整備による水位低減効果（渡月橋下流で約0.5mの水位低減）を確認したところですが、それでもなお溢水による道路冠水や浸水被害が生じています。

今後の嵐山地区の河川整備に向けて、出水後の河道や施設の被災状況、溢水の範囲等について、緊急合同調査を実施し、今後の治水対策の必要性を再確認しました。

概要

嵐山行政三者会議 緊急合同調査

○主 催：嵐山行政三者会議

淀川河川事務所 調査課

京 都 府 河 川 課、文化財保護課

京 都 市 河 川 整 備 課、文化財保護課

○日 時：平成30年7月23日（月）9時00分～10時30分



淀川河川事務所副所長あいさつ



出水概要の説明



河床の洗掘状況の確認



一の井堰護床工の被災状況確認



溢水時の状況を動画で確認



調査結果の振り返り

（合同調査の結果）

- ・ 渡月橋下流の河床洗掘については、景観への影響も大きいいため速やかに整正の必要性を確認。
- ・ 渡月橋上流左岸道路の冠水については、流れも速く危険な状況。溢水対策の必要性を再認識。
- ・ 一の井堰護床工の被災については進行性があり、何らかの対応が必要。
- ・ 長時間に及ぶ出水により、これまでと比して更なる河床の変動を確認。
- ・ 渡月橋下流の堆積が右岸に偏って進行しており、流向の是正等が必要。



国土交通省



京 都 府



京 都 市

【問い合わせ先】

国土交通省 近畿地方整備局

淀川河川事務所 調査課

072-843-2861

